

IATF16949 規格への対応について

2023年2月15日

HIOKI は計測器メーカーとして、IATF16949 規格に対応した体制を取っています。安心して製品をご購入いただき、製品の校正をご依頼ください。

IATF16949 の要求事項の条項に「7.1.5.2 測定のトレーサビリティ」※1 があります。

製品の検査などでの合否判定や工程パラメータの管理などで計測した値の妥当性に信頼を与えるために、国際計量標準又は国家計量標準に対してトレーサブルでなければなりません。

※1：測定のトレーサビリティ（7.1.5.2）の要求事項

測定のトレーサビリティが要求事項となっている場合、又は組織がそれを測定結果の妥当性に信頼を与えるための不可欠な要素とみなす場合には、測定機器は、次の事項を満たさなければならない。

- a) 定められた間隔で又は使用前に、国際計量標準又は国家計量標準に対してトレーサブルである計量標準に照らして校正もしくは検証、又はそれらの両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いたよりどころを、文書化した情報として保持する。
- b) それらの状態を明確にするために識別を行う。
- c) 校正の状態及びそれ以降の測定結果が無効になってしまうような調整、損傷又は劣化から保護する。

測定機器が意図した目的に適しないことが判明した場合、組織は、それまでに測定した結果の妥当性をそこのものであるかを明確にし、必要に応じて、適切な処置をとらなければならない。

そのために、測定機器の校正を自社で実施する場合は、「7.1.5.3.1 内部試験所」の要求事項※2 を満たさなければならない。

適合させることができない場合は、「7.1.5.3.2 外部試験所」の要求事項※3 を満たす外部試験所に校正を依頼する必要があります。

外部試験所の要求事項 a)として、その試験所が ILAC MRA（国際試験所フォーラム相互認証協定）の認定機関によって ISO/IEC17025 又は国内同等規格（JCSS や中国の CNAS-CL01 等）で認定されており、当該の検査、試験又は校正サービスが認定（証明書）適用範囲に含まれていなければならない。

弊社は、国際 MRA 対応の JCSS（ISO/IEC17025）認定事業者です。

JCSS（ISO/IEC17025）校正対象製品(対象製品のページにリンク)は、JCSS（ISO/IEC17025）校正をご参照ください。

JCSS（ISO/IEC17025）校正対象以外の製品に対しては、一般校正をご依頼ください。弊社は、外部試験所の要求事項 b)として内部試験所としての要求事項を満たしていますので「※4：外部試験所」の要求事項を満たすことができます。

当社を外部試験所として評価していただくために、IATF16949 の内部試験所要求事項に対応した調査書をお送りいただければ、調査内容に合わせて回答させていただきますので、外部試験所としての評価としてください。

※2：内部試験所（7.1.5.3.1）要求事項

組織内部の試験所施設は、要求される検査、試験又は校正サービスを実行する能力を含む、定められた適用範囲をもたなければならない。

- a) 試験所の技術手順の適切性
- b) 試験所要員の力量
- c) 製品の試験
- d) 該当するプロセス規格(ASTM、EN などのような)にトレーサブルな形で、これらのサービスを正確に実行する能力。
国家標準又は国際標準が存在しない場合、組織は、測定システムの能力を検証する手法を定めて実施しなければならない。

い。

- e) もしあれば、顧客要求事項
- f) 関係する記録のレビュー

※3：外部試験所（7.1.5.3.2）要求事項

組織が、検査、試験、又は校正サービスのために用いる外部/商用/独立試験所施設は、必要とされる検査、試験、又は校正を遂行する能力を含む、明確に規定された試験所適用範囲を持たなければならない。また、次のいずれかであること。

- a) その試験所が ILAC MRA（国際試験所認定フォーラム相互認証協定 - www.ilac.org）の認定機関（加盟機関）によって ISO/IEC 17025 国内同等規格（例：中国の CNAS-CL01）で認定されており、当該の検査、試験又は校正サービスが認定（証明書）適用範囲に含まれていなければならない。かつ、校正証明書又は試験報告書に国内認定機関のロゴマークが表示されていなければならない。
- b) 非認定試験所を利用する場合（例：例えば、しかしこれらに限定されるものではない：専門的な若しくは統合された装置、国際的にトレーサブルな参照標準を持たないパラメータの場合、又は装置製造者）、当該試験所は評価されており、IATF 16949 条項 7.1.5.3.1 の要求事項を満たしている、という証拠があることを確実にする責任を、組織は有する。

※4：一般校正における内部試験所の要求事項への対応

規格要求事項	HIOKI の対応
組織内部の試験所施設は、要求される検査、試験又は校正サービスを実行する能力を含む、定められた適用範囲をもたなければならない。	校正を実施する能力とその適用範囲は、弊社の製品毎に検査成績表にて提供しています。
a) 試験所の技術手順の適切性	製品毎の規格によって実施しています。
b) 試験所要員の力量	資格認定制度を有しており、スキル認定された要員が実施しています。
c) 製品の試験	製品毎の規格を制定して実施しています。
d) 該当するプロセス規格(ASTM、EN などのような)にトレーサブルな形で、これらのサービスを正確に実行する能力。 国家標準又は国際標準が存在しない場合、組織は、測定システムの能力を検証する手法を定めて実施しなければならない。	JIS 規格や ISO 規格など該当するプロセス規格を参考として、製品毎にトレーサビリティ体系図を構築し、国家標準又は国際標準にトレースしています。
e) もしあれば、顧客要求事項	お客様のご希望につきましては、特注申請により検討させていただきます。柔軟な校正対応をさせていただきます。
f) 関係する記録のレビュー	校正成績書・証明書などは、作成・発行者とは別の第三者が妥当性を判断して承認のうえ提供しています。また、提供させていただいた記録は保管期限を設けて管理しています。

* 上述の内容については、IATF16949 規格の審査機関や審査官の判断に違いがある場合がありますので、貴社の審査機関にお問い合わせの上、判断いただきますようお願いいたします。

* 弊社製品をお使いのお客様には、メーカーならではの適切な校正を実施して製品をお返しすることができます。また、2023年4月よりおまかせ校正を実施しており、測定値が当社の社内基準を満足しない場合、調整を実施し、精度が維持された状態でお返しし、安心して計測器をご使用いただけます。

以上